

自筆証書遺言書保管制度

7月10日(金)から法務局で、「自筆証書遺言書保管制度」が始まります。

この制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局にその保管を申請できるというものです。

この制度を利用すると、遺言書の紛失や亡失の防止、他人による破棄や改ざんをされたりすることがないなど、遺言者だけでなく相続人や受遺者などにもメリットがあります。

本制度を利用する以外、これまでどおり、自筆証書遺言書を自ら保管することはもちろん、公正証書遺言制度を利用可能ですので、それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。

詳しい手続きは、法務省ホームページをご覧ください。

法務局

検索

☎ 金沢地方法務局 ☎076-292-7846

※平日 8:30 ~ 17:15

あなたの大切な遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

お知らせ

農地などの最低経営面積について

農地の細分化を防ぐため、農地法などに基づき耕作目的で農地の権利移動(売買、貸借など)をするときは、農地取得後の経営面積(借りたり所有している面積の合計)が規定の面積以上になることが許可条件となっています。これを最低経営面積(下限面積)といい、地区毎に定めています。

地区名	最低経営面積(a)
高浜地区	20
志加浦地区	50
堀松地区	30
上熊野地区	40
土田地区	30
加茂地区	50
下甘田地区	50
中甘田地区	30
甘田地区	40
福浦地区	20
熊野地区	50
富来地区	20
稗造地区	50
東増穂地区	50
西増穂地区	30
西海地区	20
西浦地区	20

※ a (アール):100㎡

☎ 農業委員会事務局 ☎ 32-9290

情報パーク



町内交通事故・火災発生状況 (令和2年6月1日現在)

		令和2年1月からの累計	前年比
交通事故	件数	6件	△3
	負傷者数	6人	△6
	死者数	1人	1
火災	建物	1件	△1
	林野	0件	0
	その他	0件	△1
	負傷者数	0人	0

火災などの問い合わせは…☎22-2999

今月の納税

納期限：7月31日(金)

- ・固定資産税(2期)
- ・国民健康保険税(1期)
- ・後期高齢者医療保険料(4期)
- ・介護保険料(1期)

志賀町の情報公開

令和元年度の志賀町情報公開条例の運用状況を公表します。

情報公開請求件数	3件
公開件数	3件
全部公開件数	0件
部分公開件数	3件
非公開件数	0件
非公開件数	0件
不存在等件数	0件
取り下げ件数	0件
審査請求件数	0件

☎ 総務課 ☎ 32-9311

志賀町土地改良区からのお知らせ

今年度、賦課金の納入期限は、**7月20日(月)**です。

口座振替の人は、7月20日に指定口座から引き落としします。

現金払いの人は、納入期限までに志賀町土地改良区または、町内各金融機関へ納入をお願いします。なお、現金払いの人は、口座振替への変更にご協力をお願いします。ご連絡いただければ所定用紙を送付します。

☎ 志賀町土地改良区 ☎32-3851

(志賀町役場2階) 平日 8:30 ~ 17:15 土・日・祝日は休み



住まいと土地の総合案内所

不動産のことなら何でもご相談下さい 一料金不要一
県外在住の方もお気軽にお電話下さい

心の通うまちづくり

みらい都志開発(有)

羽咋市石野町二 107 (coco 呑番屋さん向かい)

TEL (0767) 22-1537

http://www.mirai-toshi.jp

宅地建物取引業石川県知事(3)3772号
不動産コンサルティングマスター



セミダブルベッド

羽咋郡・市にお住まいの方限定

シングル1泊 ¥5,500のところ

¥4,500でお泊りいただけます

朝食無料 全室バス・トイレ付

※宿泊料金は税込です

ビジネスホテル

アクア志賀

〒925-0141 羽咋郡志賀町高浜町/36-54

☎ 0767-32-8282

http://www.bh-aqua.jp/shika/

有料広告欄

はいかい
家族の徘徊が心配な人へ
おでかけあんしん助成 (GPS 助成)

認知症などの理由により行方不明になるおそれがある高齢者とそのご家族に対して、GPS機器(居場所を知らせる装置)を利用する際の初期費用を助成します。

- ◆ 助成対象者 志賀町内に住所を有し、徘徊のおそれがある高齢者を介護している家族または親族の人で、GPS機器を適切に使用、管理できる人。
- ◆ 助成内容 GPS機器の利用にかかる初期費用(上限1万円)
- ◆ 手続きの流れ
 - 1 家族または親族などが、直接GPS機器を取り扱っている事業所に申し込み(契約)をし、GPS機器の利用を開始します。
 - 2 事業所より初期費用の領収書が届きましたら、「志賀町徘徊高齢者等位置情報検索サービス利用助成申請書」に領収書の写し、契約書などの写し、振込口座の写しを添えて健康福祉課へ提出します。
 - 3 審査の上、交付が決定したら、指定口座に助成金が振り込まれます。

※町指定の事業所はありません。
事業所が分からない場合など健康福祉課にご相談ください。



☎ 健康福祉課 地域包括支援センター
☎ 32-9132

海上保安官を目指す人へ
海上保安学校学生採用試験

- ◆ 受験資格 令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない人及び令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人
- ◆ 申し込み インターネット受付 7月21日(火)～30日(木)
郵送・持参受付 7月21日(火)、7月22日(水)
- ◆ 一次試験 9月27日(日)
- ◆ 二次試験 10月20日(火)～29日(木)
(※第1次試験合格通知書で指定する日)
- ◆ 受験申込み専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

☎ 第九管区海上保安本部総務部人事課
(フリーダイヤル：0120-444-576)
☎ 金沢海上保安部管理課 ☎ 076-266-6115



マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードは、個人番号(マイナンバー)を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。

志賀町では、令和2年3月よりマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票、印鑑証明書、戸籍、戸籍附票が取得できるサービス(コンビニ交付サービス)を開始しています。

また、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が始まる予定です。

住民課窓口および富来支所窓口では、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を職員がタブレット端末で撮影し、申込みまでを補助するサービス(無料)を行っています。所要時間は15分程度で、予約も不要ですので、お気軽にご利用ください。

- ◆ 場所・時間：住民課窓口、富来支所窓口
平日 8:30～17:15
住民課窓口のみ
土曜日(祝日を除く) 9:00～12:30

- ◆ 持ち物：次のいずれかをお持ちください。
 - ・個人番号カード交付申請書(通知カードの下部にあります)
 - ・運転免許証、健康保険証などの身分証明書



☎ 住民課 ☎ 32-9121

コイヘルペスウイルス病
まん延防止

- 川や湖、池などで釣ったコイをほかの川や湖、池などに放さないでください。
- 飼っているコイや死んだコイを川や湖、池などに放したり捨てたりしないでください。

※人には感染しないため、感染したコイに触れたり食べたりしても影響はありません。

※コイの大量死を発見した場合は、石川県または農林水産課まで連絡してください。

☎ 石川県水産課 ☎ 076-225-1652
☎ 石川県内水面水産センター ☎ 0761-78-3312
☎ 農林水産課 ☎ 32-9224

ケーブルのインターネット **1ギガ** **光は速い!!!**
ひかり1ギガ ケーブルテレビの多チャンネルと同時加入で
5,500円/月 ▶ **4,500円/月**
光100メガ、4,500円/月 ▶ 3,500円/月 (ケーブルテレビ多チャンネル同時加入)
※1本サービスはベストエフォートサービスであり、通信速度を保障するものではありません。パソコンや接続する環境により最大速度でのご利用ができない場合があります。◎表記の金額は全て税別です。消費税分は別途計算させていただきます。
金沢ケーブル **0120-751-114** 年中無休 土日祝も受付
今すぐ、加入のお申し込みは

人生 100年
60歳以上 **シニアの新しい働き方**
志賀町シルバー人材センター
羽咋郡志賀町富来領家町甲10 (☎42-2170)
志賀町シルバー 検索
高齢者活躍人材確保育成事業 石川県シルバー人材センター連合会

志賀町職員採用候補者試験

志賀町では、令和3年4月1日から勤務する職員の採用候補者試験を次のとおり実施します。

◆職種、採用予定人員および受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
一般行政（事務） 一般行政（土木・建築）	若干名	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
保 健 師	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人、または令和3年春季までに免許を取得する見込みの人
薬 剤 師 （富来病院）	1人程度	薬剤師の免許を有する人、または令和3年春季までに免許を取得する見込みの人
看 護 師 （富来病院）	2人程度	看護師の免許を有する人、または令和3年春季までに免許を取得する見込みの人
理学療法士または 作業療法士 （富来病院）	1人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士または作業療法士の免許を有する人、または令和3年春季までに免許を取得する見込みの人

（詳細については、実施要項をご確認ください。）

▶試験期日および会場

- 1次試験 … 期日：**9月20日**（日）
会場：**志賀町役場 本庁舎**
- 2次試験 … 1次試験合格者に別途通知
（10月下旬または11月上旬実施予定）

▶試験科目および対象者

- 1次試験
- ・教養試験：一般行政、保健師の受験者
 - ・看護師適性検査：看護師
 - ・作文試験、性格特性検査：全ての職種の受験者
- 2次試験…面接試験（1次試験合格者全員）

▶必要な書類

- ① 受験申込書（規定用紙）
- ② 身上調書（規定用紙）
- ③ 最終学校の卒業証明書（または卒業見込証明書）
- ④ 写真1枚（縦4cm×横3cm）※身上調書に貼付
- ⑤ 資格免許を必要とする職種は、資格免許の写しまたは取得見込み証明書

※書類①・②は、志賀町総務課、富来支所、富来病院事務室、郵便で受け取りまたはホームページでダウンロード可。

志賀町ホームページ <https://www.town.shika.lg.jp>

▶書類の提出期間および提出方法

- ① 提出期間：**7月6日**（月）から
8月7日（金）17:00まで【必着】
 - ② 提出期間内に志賀町総務課へ提出してください。
 - ③ 郵送による提出の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。
- ※詳細については、下記までお問い合わせください。

☎ 志賀町総務課 総務人事担当 ☎ 32-9311

志賀町職員（診療情報管理士）募集【随時】

志賀町では、富来病院に勤務する診療情報管理士を募集します。

◆職種、採用予定人員および受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
診療情報管理士 （富来病院）	若干名	昭和45年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の資格を有する人

▶試験期日、会場、試験科目

- 期日：**8月5日**（※）予定（受験者あて通知）
会場：**志賀町役場 本庁舎**
試験科目：作文、面接試験

▶必要な書類

- ① 受験申込書 随時（規定用紙）
- ② 身上調書（規定用紙）
- ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm）※身上調書に貼付
- ④ 資格免許の写し

※書類①・②は、志賀町総務課、富来支所、富来病院事務室、郵便で受け取りまたはホームページでダウンロード可。

志賀町ホームページ <https://www.town.shika.lg.jp>

▶書類の提出期間および提出方法

- ① 提出期間：**7月1日**（水）から
7月15日（※）17:00まで【必着】
 - ② 提出期間内に志賀町総務課へ提出してください。
 - ③ 郵送による提出の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。
- ※詳細については、下記までお問い合わせください。

☎ 志賀町総務課 総務人事担当 ☎ 32-9311

令和2年度 自衛官等募集

募集種目	資格	受付期間
一般曹候補生	18歳以上 33歳未満 の男女	7月1日(水) ～9月10日(木)
自衛官候補生※		
航空学生	高卒 (見込含) 21歳未満 の男女	9月5日(土) ～11日(金)
防衛大学校学生(推薦)		
防衛大学校学生(総合選抜)		
防衛大学校学生(一般)		
防衛医科大学校 医学科学生		7月1日(水) ～10月7日(水)
防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		7月1日(水) ～10月1日(木)

※自衛官候補生は、年間を通じて行っています。
※新型コロナウイルスの影響で受付期間を変更する場合があります。詳しくは

☎自衛隊石川地方協力本部 七尾出張所 ☎0767-53-1691
平日 9:00～17:45 土・日・祝日は休み

令和2年度 羽咋郡市広域圏事務組合職員採用候補者試験

職種	人数	受験資格
消防士	6人	・平成3年4月2日以降に生まれた人(性別不問) ・高等学校卒業程度の学力を有し、消防業務に必要な体力および健康を有する人

- ◆ 申込受付期間 7月20日(月)～9月30日(水)
- ◆ 第1次試験日 10月18日(日)
- ◆ 試験会場 羽咋市内
(申込み締切り後、受験者あてに通知)
- ◆ 採用予定日 令和3年4月1日
- ◆ 申込書交付場所 羽咋郡市広域圏組合事務局総務課
消防本部、羽咋市市民窓口課、
志賀町・宝達志水町各総務課

詳しくは、羽咋郡市広域圏事務組合ホームページをご覧ください。

☎羽咋郡市広域圏事務組合事務局 総務課 ☎22-6610
消防本部警防課 ☎22-7814

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少している人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、国民年金保険料の免除申請が可能です。申請書などは、日本年金機構のホームページに掲載してあるほか、志賀町役場住民課または富来支所総合窓口にも備え付けてありますので、お問い合わせください。

☎住民課 ☎32-9121
☎七尾年金事務所 ☎0767-53-6511

令和2年度 公立羽咋病院職員採用候補者試験

◆ 職種、採用予定人数

職種	人数	受験資格
診療情報管理士	1人	・平成3年4月2日以降に生まれた人(令和3年4月1日現在30歳未満) ・診療情報管理士資格を有する人、または令和3年4月末までに取得見込みの人
薬剤師	2人	・昭和56年4月2日以降に生まれた人(令和3年4月1日現在40歳未満) ・薬剤師免許を有する人、または令和3年4月末までに取得見込みの人
管理栄養士	1人	・昭和56年4月2日以降に生まれた人(令和3年4月1日現在40歳未満) ・管理栄養士免許を有する人、または令和3年4月末までに取得見込みの人
作業療法士	1人	・昭和56年4月2日以降に生まれた人(令和3年4月1日現在40歳未満) ・作業療法士免許を有する人、または令和3年4月末までに取得見込みの人
看護師	3人	・昭和56年4月2日以降に生まれた人(令和3年4月1日現在40歳未満) ・看護師免許を有する人、または令和3年4月末までに取得見込みの人
一般事務(障害者雇用)	1人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳またはこれに準ずる医師の診断書・意見書・判定書(詳細は公立羽咋病院ホームページ)などの交付を受けている人で、普通自動車免許を有する人

◆ 採用年月日 令和3年4月1日

◆ 試験日・会場

書類選考(一般事務のみ)

1次試験 8月2日(日)予定

2次試験 8月22日(土)予定

会場 公立羽咋病院

◆ 申込受付期間 7月1日(水)～27日(月)

※ 郵送必着、持参の場合は公立羽咋病院2階総務課で受け付け(平日8:30～17:15/第2・4土曜日8:30～12:30)

【申込書の配布】次のいずれかの方法で請求

① 公立羽咋病院ホームページからダウンロード

② 公立羽咋病院2階総務課で交付

③ 郵便請求の場合、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒(角形2号、返信先を明記すること)を同封して請求してください。

☎公立羽咋病院 総務課 ☎22-3307
〒925-8502 羽咋市の場町松崎24番地

下水道排水設備工事責任技術者 認定試験のお知らせ

◆ 日 時 10月26日(月) 13:30～15:45

◆ 会 場 石川県地場産業振興センター

◆ 申込受付 7月27日(月)～8月7日(金)

◆ 実施機関 石川県下水道協会

☎まち整備課 上下水道室 ☎32-9251

相談・お知らせ

相談内容	日 時	場 所	問い合わせ先	備 考
ひとり親家庭相談 相談員：自立支援員	7月27日(月) 10:00～15:00	役場本庁舎 相談室	住民課 ☎ 32-9122	就職・貸付金のことなど、 なんでも。
総合相談 相談員：行政相談委員、 人権擁護委員、 民生委員・児童 委員、司法書士、 生活相談支援員	< 志賀地域 > 7月10日(金) (司法書士:午後のみ)	志賀町文化ホール 2階 21・23 会議室	志賀町社会福祉 協議会志賀支所 ☎ 32-5003	日常生活の困りごとや、相談 先が分からない場合など気軽 に相談してください。 ※志賀地域の行政相談委員 は奇数月のみです。
	< 富来地域 > 7月10日(金) (司法書士:午前のみ)	富来行政センター 2階 201・202 会議室	志賀町社会 福祉協議会 ☎ 42-2545	
障がい者福祉相談	7月8日(水) 13:30～15:30	役場本庁舎 相談室	健康福祉課 ☎ 32-9131 FAX 32-0288	障がい者福祉相談支援事業 所の相談員が応じます。
こころの健康相談	7月17日(金) 13:30～15:00	志賀町保健福祉 センター	能登中部保健福祉 センター ☎ 0767-53-2482	ひきこもり、うつ病、アルコー ル使用障害、認知症などにつ いて、悩みや不安をお持ちの 人、家族の相談に専門医が 応じます(相談は無料、要予約)
自死遺族交流会 (J交流会)	7月4日(土) 14:00～16:00	金沢市内 (電話でお知らせします)	石川こころの健康 センター相談課 ☎ 076-238-5750	自ら命を絶った人の遺族が寄 り添い互いに共感すること により心が安らぐ時を過 ごします。
要約筆記・ 手話通訳の案内	毎週月～金曜日 8:30～17:15	役場本庁舎	健康福祉課 ☎ 32-9131 FAX 32-0288	要約筆記(文字で書いて伝 える通訳)や手話で、行政 手続きをお手伝いします。

■ クリクルはくい体験教室 時間 9:00～ 場所：クリクルはくい ☎ 27-1153 FAX 27-1154

教室	日 時	申込受付時間	講 師	内 容
エコクッキング教室 (予約制・定員20人)	7月11日(土)	7月1日(水)～ 7月10日(金)	室谷 加代子さん	料理づくりをとおして、ごみの処理方法を学びます。 参加費：1,000円、持ち物：エプロン、三角巾、箸
古着リフォーム教室 (予約制・定員20人)	7月18日(土)	7月8日(水)～ 7月17日(金)	原田 洋子さん	ごみを出さない工夫と布の有効利用を学びます。 参加費：700円、持ち物：布1枚、裁縫道具

※都合により開設できない場合があります。

■ 窓口延長業務 窓 住民課 ☎ 32-9121

日 時	内 容
7月4日(土)・11日(土) ・18日(土)・25日(土) 9:00～12:30	住民票・戸籍・印鑑証 明などの発行・マイナ ンバーカード交付業務

■ 町長談話室 窓 総務課 ☎ 32-9311

日 時	場 所
7月8日(水) 13:30～15:00	役場本庁舎
7月15日(水)	富来支所

※都合により開設できない場合や、開始時刻および終了時刻が変更となる場合がありますので、事前にご確認ください。

介護予防 窓 地域包括支援センター ☎ 32-9132

※対象：65歳以上の人 (志) 以外は入館料が必要です

教室名	内 容	実施日	時 間	場 所
ほがらか教室	ストレッチ 筋力強化運動	7月9日(水) 7月30日(水)	10:30～11:30	やすらぎ荘
志賀健幸教室	健康講話 軽体操	7月1日(水) 7月8日(水) 7月15日(水)	10:00～11:30	シルバーハウス
ニコニコ教室	ストレッチ 筋力強化運動	7月10日(金) 7月17日(金) 7月31日(金)	10:00～11:30	(と)
いきいき 貯筋倶楽部	いきいき 百歳体操	毎週火曜日	13:30～14:30	(志)
		毎週月曜日		(と)
		毎週水曜日	10:00～10:30	やすらぎ荘
		毎週金曜日	9:40～10:10	シルバーハウス

シルバーリハビリ体操

【歩く能力を高める】



右側→正面→左側と、繰り返します。

健康カレンダー 掲示板

☎ 志賀町保健福祉センター ☎ 32-0339

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によって日程が変更となる場合があります。
 ※発熱や風邪症状がないことを確認してから来てください。発熱症状がある場合はお控えください。

乳幼児健康診査

【受付時間】 3歳児健診 13:00～14:30
 4カ月児健診 13:00～13:30

内容	実施日	対象	場所
3歳児健診	7月9日(木)	平成28年12月～平成29年1月生まれ	(志)
	7月30日(木)	平成28年10月～11月	
4カ月児健診	7月30日(木)	令和2年3月生まれ	

※詳細については、個別にご案内します。

集団健診

健診受付時間 8:30～10:30
 要予約・申し込み

内容	実施日	場所
健康診査 結核・肺がん検診 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検診	7月2日(木)	(活)
	7月14日(火)	
	7月19日(日)	

※事前に保健福祉センターに申し込みをしてください。
 ※申し込み多数の場合は、日時変更をお願いすることがあります。
 ※受診する際は、事前の検温とマスク着用をお願いします。
 ※大腸がん検診の容器は、上記日程以外でも保健福祉センターと富来支所で配布します。
 ※詳しい内容は、5月に送付した「健診案内」をご覧ください。

すくすく子育て

内容	実施日	対象	時間	場所
すくすく子育て相談	7月9日(木)	乳幼児のお子さんとお母さんどなたでも	15:00～15:30	(志)
	7月30日(木)			
ゆう遊クラブ	7月14日(火)	生後3～8カ月ころのお子さん	10:30～11:30 ※10:00から希望者には計測を行っています	(富)
	7月28日(火)			
ぶちゆう遊クラブ(ベビーマッサージ)	7月17日(金)	生後3～8カ月ころのお子さん		
モグモグ教室	7月21日(火)	離乳期のお子さんをお持ちの人	10:00～12:00	
遊びの教室	7月6日(月)	お子さんの発達に不安を感じている人	9:30～11:30	(志)
げんキッズ広場	毎週火・金曜日 ※14日(土)・17日(日)を除く	乳幼児のお子さんとお母さんどなたでも	10:00～12:00	

※すくすく子育て相談を希望する人は、事前に相談内容を連絡してください。
 ※ゆう遊クラブの14日は「絵本の読み聞かせ」、28日は「おはなしと音楽」です。内容が変更となる場合があります。
 ※ぶちゆう遊クラブは定員10組です。1週間前までに申し込みをしてください。
 ※モグモグ教室、遊びの教室に参加希望の人は事前に申し込みをしてください。
 ※モグモグ教室は内容を一部変更します。試食は行いません。

連絡、予約申し込み先は、
 志賀町保健福祉センター ☎ 32-0339 まで

個別検診

6月1日(月)～10月31日(土)

6月から医療機関で、健康診査(特定健診、後期高齢者健診)を実施しています。
 医療機関によって、事前に予約が必要な場合があります。必ず電話で確認してから受診してください。
 受診する際は、事前の検温とマスク着用をお願いします。

健康相談

内容	実施日	対象	時間	場所
いきいき健康相談	毎週金曜日	どなたでも	10:00～11:30	(志)
こころの健康相談	7月17日(金)		13:30～15:00	(役)

※いきいき健康相談を希望の人は、事前に連絡のうえ、健診結果もしくは血液検査結果などを持って来てください。
 ※こころの健康相談は、1週間前までに予約が必要です。

《実施会場》

(志): 志賀町保健福祉センター (役): 志賀町役場
 (富): 富来保健福祉センター (活): 富来活性化センター
 (と): とぎ地域福祉センター

information park

有料広告欄



公益社団法人 志賀町シルバー人材センター

会員募集

● 仕事を依頼したい

「人を雇うまでもなく、専門業者に頼むほどでもないが、誰かに頼むあてがない」…

● 仕事をしてみたい

町内に住む健康で働く意欲のある60歳以上の方なら、誰でも会員になれます。

まずは、お電話ください!!

☎ (0767) 42-2170

(富来行政センター内)





省エネ・節電アクションプランにチャレンジ!

— 地球環境のことを考え、一人一人ができることから —

7月1日(水)～9月30日(水)の取組強化期間中、
省エネ・節電など地球温暖化防止の取り組みにチャレンジしよう!

省エネ・節電は、地球温暖化のもとになる二酸化炭素を増やさないための環境にやさしい活動です。
一人一人ができることから始めてみませんか。めざせエコファミリー!

参加のしかた

1. 取組シートを準備します

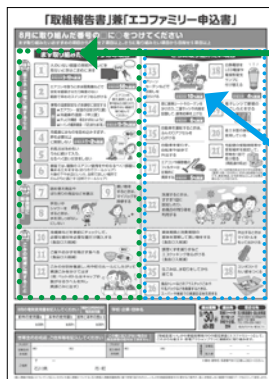
学校、参加を希望する企業、団体などを通じて配布されるほか、志賀町環境安全課、石川県生活環境部温暖化・里山対策室の窓口で配布します。県のホームページからもダウンロードできます。

省エネ・節電アクションプラン

検索

2. プラン(計画)を立てます

取組シートの取組項目から、取り組みたい項目を選んでください。



「まず取り組みたいおすすめ項目」
から7つ以上

「さらに取り組みたい項目」
から5つ以上

【取組シート】

3. プランにチャレンジします

取組項目を選んだら、家族みんなで協力して、無理のない範囲で取り組みます。

《取組項目例》

- 家電の温度設定などは適切に設定する(エアコン:室温の目安 28℃(夏))
- グリーンカーテンなどで日差しを和らげる
- 冷蔵庫にはものを詰め込みすぎず、扉を必要以上に開閉しない
- テレビの画面は明るすぎないように設定(輝度を調節)する など



4. 取り組んだ成果を報告します

8月に取り組んだ成果を報告してください。



5. エコファミリー認定の申し込みをします

継続して省エネ・節電アクションプランに取り組む家庭は、エコファミリー認定の申し込みをしましょう。
省エネ・節電アクションプランに取り組んだ家庭には、協賛企業の商品券などを抽選でプレゼントします!!

☆キーワードは「志賀町」伝え残していきたい人物、行事・・・今、活躍している人、などなど紹介していきます。

ほそ かわ りき ぞう
細川 力蔵 (米浜)



明治22年、下甘田村米浜（現志賀町米浜）生まれ。小学校卒業後すぐに上京し、浴場に住み込みで働く。それから抜群の洞察力と明敏な決断力により、浴場経営や不動産経営を営むまでになる。昭和3年、芝浦に純日本式庭園「芝浦雅叙園」を開設、昭和6年には場所を目黒に移し、本格的な北京料理や日本料理を提供する料亭「目黒雅叙園」を開業した。現代中華料理店で見られる回転テーブルは力蔵の案によるものとも云われている。（※諸説ありNHK「チコちゃんに叱られる!」でも紹介）昭和20年逝去。

平成21年、「目黒雅叙園」の「百段階段」（昭和10年建設）が東京都指定文化財（建造物）に指定された。



一の宮・気多大社 一の鳥居

令和2年5月、老朽化が進み危険性があるとして、羽咋市気多大社の鳥居取り壊しの記事が朝刊に掲載されました。この鳥居は細川さんが寄進、昭和10年に建立されたものです。取り壊しの相談を受けた子孫が、取り壊しの費用の一部を寄付することが、後日報道されました。

【略年譜】

- 明治22年 2月21日、米浜、細川宇左工門の6男として生まれる
- 明治32年 大坂尋常小学校卒業、上京する
- 大正9年 「芝浦商事株式会社」設立
故郷、米浜若宮八幡神社に鳥居、
狛犬などを寄進
- 昭和3年 「芝浦雅叙園」開設
- 昭和6年 「目黒雅叙園」開園
- 昭和10年 一の宮・気多大社一の鳥居を寄進
- 昭和20年 4月24日逝去、享年56歳

志賀町要保護児童対策 地域協議会だより



- ☎ 児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく ☎ 189
- ☎ 七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811
- ☎ 志賀町保健福祉センター ☎ 32-0339
- ☎ 志賀町児童相談 ☎ 090-8267-4693

なぜ体罰等をしてはいけないのか



虐待や体罰、暴言を受けた体験は、トラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子ども達の成長・発達に悪影響を与えます。

子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれませんが、叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞くかもしれませんが、これはどうしたらよいのかを自分で考えたり、学んでいるわけではありません。このようなやりとりは根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよいと子どもが学ぶきっかけにもなりえます。

子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打ち明けたりすることが難しくなります。体罰による悪循環をなくすためにも、子育てを頑張りすぎないことが大切です。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少し困ったことがあれば、いつでもご相談ください。

参考：厚生労働省「体罰によらない子育てのために」



◆企業の皆さまへ 高齢者の活用をしてみませんか?

人材確保に苦慮している企業がある一方で、就職を希望する高齢者も多くいます。

◆高齢者を採用するメリットは?

- 高齢者は「高い就業意識」を持っています。そのバイタリティが、職場の活性化につながります。
- 「高い技術・経験・知識・ノウハウ」を持った人材が多く、若い人材への技術継承に大きな役割を担っています。
- 「早朝勤務でも大丈夫」など、勤務時間や休日などに柔軟な対応ができる人も多くいます。
- 高齢者の雇用により、国からの助成金制度を活用できる場合があります。

◆高齢者の採用を進めるには?

まずは、自社内の業務をひとつずつ洗い出し、仕事のシェアをするなど、高齢者に適合するような業務がないか、勤務時間はどうかなど、少しの工夫や作業環境の改善も含めて、柔軟に考えてみてはいかがでしょうか?

高齢者の採用を前向きに進めるならば、ぜひハローワーク羽咋に対象の求人を提出してください。

「高齢者応援求人」として公開します。

◆お仕事を探している高齢者の皆さまへ

企業から提出された「高齢者応援求人」は、ハローワーク羽咋の「高齢者応援求人コーナー」でファイル（ペーパー）公開しています。手にとって熱心に閲覧している人も多くいます。ほかに訓練情報なども公開しています。お気軽にお出かけください。

★詳しくは・・・

☎ ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

相法 談律

・弁護士 國田 武二郎（堀松出身）
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなる法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



新型コロナウイルスと労働 問題について（その2）

Q：飲食店でパートタイマーとして勤務しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響で客が来ないので、店主から自宅待機を命じられたにもかかわらず「休業手当が出ない」と言われました。本当に出ないのでしょうか。

A：労働基準法では、休業手当が支払われるのは「使用者の責めに帰すべき事由による休業」、つまり、使用者側の都合で仕事を休むことになった場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払う義務があると規定しています。新型コロナウイルスの影響でも、店側の都合で自宅待機を命じられた場合は、休業手当はもらえません。逆に、感染が怖いので仕事を休みたいという場合は、自分の都合ですから休業手当はもらえません。問題は、「緊急事態宣言」を受けて会社や店が休業を余儀なくされた場合、不可抗力として休業手当を払わなくても良いかということですね。この「不可抗力」の解釈を巡って、今般、厚労省は、「不可抗力」とは、①今回の特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請を受け、②テレワークや他の業務への転換など努力しても休業が避けられない場合という極めて狭い範囲に限定される

と解し、基本的には休業手当を支払うように指導しています。無給では、働き手の生活破壊を招くことから、それを防ぐという狙いがあると思われます。設問の事例では、他の業務などへの転換等ができない場合には休業手当は難しいと考えられます。

なお、国も「雇用調整助成金制度」をもうけ、休業手当を支払い、従業員を一時的に休業させた事業主に対し、労働者一人につき、一日当たり15,000円を上限に休業補償を助成しているのですが、苦しいなかでも休業手当を出している事業主の人はこの制度を活用すべきです。その他、売り上げが半減した事業主には、上限額を200万円（法人）、100万円（個人事業主）とした「持続化給付金制度」や、各都道府県の自治体が独自で行っている「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」や「中小・小規模事業者等持続化補助金制度」などの制度を利用して、事業主も何とかこの苦境を乗り越えて欲しいと思います。なお、従業員も、10万円の特別定額給付金以外に、離職で住居を失う場合には住居確保給付金（給付額37,000円〜48,000円）、休業で生活が困窮する場合には緊急小口資金（貸付け上限10万円）、失業で生活が困窮する場合には総合支援資金（貸付上限：単身15万円）等の制度があるので活用してください。